

犬の飼い主の皆さんへ



犬を飼ったら登録を忘れずに！

生後 91 日以上の子犬は、狂犬病予防法により登録及び狂犬病予防注射を受けなければなりません。

登録	役場または動物病院で登録してください。(印鑑持参) 登録した犬には鑑札が交付されます。 登録手数料・・・3,000 円
死亡	役場または動物病院で死亡届を提出してください。(鑑札・注射済票・印鑑持参) この届出をしないと登録が抹消されず、狂犬病予防注射のハガキが送られていきます。
所在地所有者の変更	○町内で住所・所有者が変わった場合 役場で手続きをしてください。(印鑑持参) 変更事項を申請書に記入していただきます。 ○庄内町から転出する場合 転出先の市町村で手続きをしてください。(鑑札・印鑑持参) 庄内町の鑑札と無償交換できます。(庄内町の鑑札を紛失した場合は有償です。) ○庄内町に転入した場合 役場で手続きをしてください。(鑑札・注射済票・印鑑持参) 庄内町の鑑札と無償交換できます。(鑑札を紛失した場合は有償(1,600 円)で庄内町の鑑札を交付します。)
鑑札、注射済票の再交付	役場で手続きをしてください。 再交付手数料 鑑札・・・1,600 円 注射済票・・・340 円

動物の飼い主には終生飼養の責任があります

平成 25 年に動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正が施行され、動物の飼い主には「終生飼養」の責任があることが法律上明確にされました。その動物が命を終えるまで、愛情と責任をもって飼養しましょう。

年 1 回予防注射を受けましょう (毎年 4 月に集合注射を実施します)

犬の所有者は、その犬について毎年 1 回狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。登録されている犬の所有者には、毎年 4 月上旬頃に「集合注射用のハガキ」を送付しますので、記載されている日程から都合のよい日を選んで注射を受けるようにしてください。(※記載されている日程で注射を受けることができない場合は、かかりつけの動物病院で注射を受けてください。)

飼うときのルール

- ・ 放し飼いは厳禁です。散歩中もリードを離さないでください。
- ・ フンは持ち帰り、もやすごみとして処理してください。
- ・ 鑑札と狂犬病予防注射済票は、首輪等に着けるようにしてください。

迷い犬・野良犬などに関する連絡・お問い合わせは

- 庄内保健所 (庄内総合支庁内) TEL 0235-66-5663
- 庄内地区動物保護管理センター TEL 92-2772
〒998-0112 酒田市浜中宇八窪 1-13
月～金曜日 午後 2 時～午後 4 時まで
- 庄内町環境係 TEL 43-0248、43-0254

猫の飼い主の皆さんへ



ルールを守って猫を飼いましょう。

近年、猫の飼い方に関する相談が多くなっています。一部の飼い主のマナー違反で、ペット全体が嫌われてしまいます。ルールを守って猫を飼うようにしましょう。

- 一般的に猫は、ストレスが発散できる環境（上下運動できる場所、爪とぎ等）を整えれば、室内でも充分飼うことができます。外で飼うと、飼い主の知らないうちに近隣住民へ迷惑を掛けるおそれがあります。
- 猫は繁殖力が高い動物です。生まれてくる命に責任が持てないのであれば、避妊・去勢手術をしましょう。
- 野良猫への餌付けはやめましょう。糞尿被害や伝染病の蔓延等、結果として不幸な猫を増やしてしまいます。
- 最期まで愛情を持って飼うことが飼い主の義務です。
- 猫の健康と安全を守ることは、飼い主としての動物に対する責任です。周辺環境に配慮することは、社会に対する責任です。

害虫・有害鳥獣駆除

身の回りの害虫・有害鳥獣駆除に関する連絡先は

- 害虫・有害鳥獣駆除 専門業者にご相談ください。（タウンページをご覧ください）
- 鳥獣による生活被害・農作物被害 庄内町環境係 TEL 43-0248、43-0254

道路等での動物の死骸に関する連絡先は

- 国道47号線 国土交通省酒田河川国道事務所 TEL 27-3331
- 上記以外の県道・町道等 庄内町環境係 TEL 43-0248、43-0254

箱わなの貸出しについて

庄内町鳥獣被害防止対策協議会では、鳥獣による生活被害及び環境被害防止のため、ハクビシン用箱わな（捕獲のための器具）の貸出しを行っています。ただし、一部の鳥獣を除いて、鳥獣の捕獲には山形県の許可が必要になります。なお、箱わなの台数には限りがありますので、借り受けをお考えの場合は、事前に庄内町鳥獣被害防止対策協議会にご相談ください。

箱わなの貸出し・捕獲に係る注意事項

- ハクビシン以外の鳥獣の捕獲に使用することはできません。
- 狩猟免許が必要となる場合があります。（自宅の建物内や敷地内で捕獲をする場合は不要です。）
- 捕獲した個体を別の場所へ放獣しないでください。捕獲した個体の処分は、借受者が責任を持って行ってください。

お問い合わせ先

- 捕獲許可について 庄内総合支庁環境課 TEL 0235-66-5708
- 箱わなの貸出しについて 庄内町鳥獣被害防止対策協議会（庄内町環境係） TEL 43-0248、43-0254